

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

セールスに言われるまま、
火災報知機を取りつけてしまいました。

Q 先日、自宅に男性が訪ねてきて、「法律で火災報知器を取り付けることが決まった」、「取り付けなければ罰せられる」等と言って、火災報知器の取り付けを勧められました。そのような法律があるのかどうか
も分からなかったのですが、勧誘もしつこかったこともあり、言われるがまま、全ての部屋に火災報知器
を取り付けてもらい、代金も支払いました。

ご近所では取り付けしていない家もあり、本当はどのようなのでしょうか。

A 平成18年の消防法改正により、既存住宅への火災報知器の設置が義務づけられました。ただ、設置期限や設置場
所等は市町村毎に異なり、穴粟市の場合、設置期限は平成23年5月31日です。また、設置場所は、寝室及び（寝室
が2階にある場合には）階段室等とされており、全ての部屋に設置する必要はありません（詳細は消防署等にお問
い合わせ下さい）。

ところで、このような法律改正をきっかけに、火災報知器の販売・設置に関する悪質商法が増加しています。中には、半ば強
引に、しかも高額での販売・設置を行う業者もあるようです。

設置期限である平成23年5月31日に向けて、同様の悪質訪問販売が増加するおそれもありますので、以下のような点に
注意をしておきましょう。

- ①高齢者の一人暮らし世帯等での訪問販売被害が多いことから、あらかじめご家族や信頼できる周囲の方と火災報知器
の設置について話し合いをしておきましょう。
- ②火災報知器自体は、ホームセンター等でも販売もされ、自分で取り付けすることもできます。購入・設置等を業者に依頼す
る場合には、見積書を取るなどして、契約内容を確認して慎重に行いましょう。
- ③市役所等の公的機関を装ったり、「アンケート、点検だけ」と称して販売を勧誘することもあります。不審な勧誘等は、きっ
ぱりと拒否しましょう。
- ④トラブルにあった場合、クーリングオフ等が可能な場合もありますので、すぐに消費生活センター等に相談をしましょう。

【山田法律事務所（姫路市） 弁護士 立花 隆介】

穴粟市社協の権利擁護相談担当弁護士による身近な相談Q&Aです。

日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。

（〒671-4137 穴粟市一宮町閭賀300 穴粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788）

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 （法律専門相談）

穴粟防災センター
9月17日、24日（金）

10月1日、8日、15日（金）
午後1時30分～4時

※予約制となっています。
（山崎支部 62-15530）

◎結婚相談

穴粟防災センター
10月7日、21日（木）

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口
で、介護に関する相談や苦
情、福祉サービス等の相談
を受付けています。お気軽
に相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

ご利用ください！

あっせん 介護用品斡旋事業

社協では、介護者の要望に
合わせた紙おむつやパット
など介護用品を紹介、斡旋
しています。

お気軽にご相談ください。

（※一宮、波賀、千種支部で実施し
ています）

